



農業用車両からの出火にご注意

これからの季節は牧草収穫作業の最盛期を迎え、農業用車両（トラクターやロールベラーなど）からの車両火災が過去5年間で13件と多発しています。

その半分以上の火災が、点検や整備を行っていれば防ぐことができたものと考えられます。

作業前、作業後の点検等を確実に行之、防火に努めるようお願いします。

- ☐ バッテリー端子の緩みはないか
- ☐ ギア、ベアリングの破損はないか
- ☐ PTO回転軸に牧草が巻きついていないか
- ☐ エンジンルーム内やハッチ内部に牧草等は堆積していないか
- ☐ マフラーに亀裂が入っていないか
- ☐ グリスアップと注油はこまめに行う

要注意点検項目



問合せ／別海消防署予防係 TEL75-2200

国保に加入されている
70歳以上の方へ

平成29年8月から、高額療養費の上限額が変わります

国保では、皆さんの医療費が高額になったときに負担が大きくならないよう、所得などに応じて自己負担額の上限を定め、それを超えた分を高額療養費として支給しています。このうち70歳以上の方の限度額について見直しが行われ、平成29年8月から変更されます。世代間の負担の公平と負担能力に応じた負担とする見直しです。皆さんの国保制度を維持していくためご協力をお願いします。

平成29年7月まで

適用区分		外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円※2)
一般	課税所得 (※1) 145万円未満の方	12,000円	44,400円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

平成29年8月から

		外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
		57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円※2)
		14,000円 〔年間上限 14万4,000円〕	57,600円 (多数回 44,400円※2)
	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成29年度の保険料のお支払いと
保険証(被保険者証)の一斉更新について

■7月に保険料額をお知らせします

本年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

保険料のお支払い方法

後期高齢者の方の保険料は、基本的に年金からの支払い（特別徴収）となりますが、次のいずれかに当てはまる方は、年金からの支払いができないため、納入通知書や口座振替（普通徴収）により納めていただきます。

- 年金額が年額18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

年金からの支払いは、希望により口座振替に変更することも可能です。

口座振替を希望される方は、後期高齢者・医療給付担当まで申し出ください。

■保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成29年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの**水色の保険証を破棄し、黄色の保険証をご使用**ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、後期高齢者・医療給付担当まで申し出ください。

新しい保険証は黄色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成30年 7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 保 険 者	広域市連合町1丁目
氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
交付年月日	平成20年 4月 1日
有効期限	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成29年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印 (朱)

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成29年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からは、お持ちの**黄緑色の減額認定証を破棄し、橙色の減額認定証をご使用**ください。有効期間は保険証と同じく1年間です。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認の上、後期高齢者・医療給付担当へ申請してください。

減額認定証の交付対象は、次の区分Ⅰ又は区分Ⅱに該当する方です。

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ●老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方

新しい減額認定証は橙色です

後期高齢者医療被保険者証・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成29年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 保 険 者	広域市連合町1丁目
氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
有効期限	平成29年 8月 1日
交付年月日	平成30年 7月31日
適用区分	区分Ⅰ
交付年月日	平成29年 8月 1日 保険 印
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印 (朱)

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL011-290-5601



別海町ごみの減量化大作戦! その32

大切なお願い

もえるごみ減量大作戦!

過去の統計によると、夏から秋にかけてのこれからの時期、もえるごみが増加傾向にあります。もえるごみの減量化に向けて、次の3点のご協力をお願いします。

その① 紙類の分別

紙類の分別のポイントは、次のとおりです。

- 写真、感熱紙（レシートなど）、カーボン紙（宅急便の伝票など）、汚れている紙は「もえるごみ」、使い捨てカイロや乾燥剤は「もえないごみ」、花火は「危険ごみ」に分別。
- 「新聞」「雑誌」「ダンボール」「紙パック」は、それぞれ分別。
- その他の紙類は、原則「紙製容器包装・雑がみ」です。重ねてひもで十字に縛るか、紙袋に入れた後にひもで縛るなど工夫して分別をお願いします。ホッチキス以外の金具やビニールは取り除いてください。
- 会社の書類は、ゴミステーションに出すことはできません。資源物として別海町ごみ処理場に直接搬入するか許可業者に収集を依頼してください。書類を出す際は、フラットファイルの留め具やチューブファイルの金具、ゼムクリップやダブルクリップなどは、はずしてください。（ホッチキスの針ははずさなくて構いません。）
- 会社の書類のうち、個人情報に記載されているものは、広域連合ごみ処理施設に直接搬入し焼却が可能です。あらかじめ下記担当へご連絡の上、分別方法などを確認願います。
- 酪農業など事業者が排出する紙袋は、事業系一般廃棄物であるため、町で収集することはできません。別海町ごみ処理場に直接搬入するか、許可業者に収集を依頼してください。ただし、ビニールが貼り付いている袋は、産業廃棄物となりますのでご注意ください。

その② プラスチックの分別

プラスチックの分別のポイントは、次のとおりです。

- 店頭や通信販売で買った商品の容器と包装がプラスチック製の場合は、「プラスチック製の容器包装」となりますので、オレンジ色の指定ごみ袋に入れてください。この場合、レジ袋や袋菓子の袋などに、他のプラスチックを入れることのないようご注意ください。（袋の中にライターや金属類などが混入していないかチェックすることが容易でないためです。）
- 発泡スチロールは、事業者が排出するものは「産業廃棄物」、家庭から排出するものは「プラスチック製の容器包装」として分別してください。
- 弁当や惣菜の容器は、さっとゆすいだり布で拭き取って「プラスチック製の容器包装」として分別してください。
- 商品そのものがプラスチックである場合は、「もえないごみ」となりますので、青色の指定ごみ袋に入れてください。
- 指定のごみ袋に入りきれない場合は、120円の収入証紙を貼り付けて「粗大ごみ」として分別してください。

その③ 食品ロスの削減

もえるごみの重量の大半を占める食品ロス（生ごみ）の減量化のポイントは、次のとおりです。

- 賞味期限、消費期限を正しく理解して、食品ロスをなくしましょう。
- 作り過ぎ、食べ残しをしないように工夫して調理しましょう。
- 調理時に野菜をカットした不要な部分、果物の皮や種、卵の殻は「調理くず」として分別し、「かん・びん・ペットボトル」の収集日と同じ日にゴミステーションに出してリサイクルのご協力をお願いします。
- 生ごみは、水をしっかり切ってから「もえるごみ」として赤色の指定ごみ袋に入れてください。

ご意見募集

分別事典作成中

ごみ・資源の種類は多種多様であり、「ごみ出しルール」のポスターだけでは分別が分からないごみや資源が存在します。本年中に分別事典を全戸配布する予定です。分別事典の配布までにいましばらく時間を要しますので、分別が不明な場合は、町ホームページをご覧ください。下記担当までお気軽に電話でお問い合わせください。

受付中

生涯学習出前講座を実施しています

「リサイクル大作戦」と題して、出前講座を開催しています。町内会単位、婦人会単位、職場単位でも構いませんので、ご希望がありましたら下記担当までお問い合わせください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

8月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。8月中にくみ取りが必要な方は、**7月20日**までにお申込みください。

証紙がないとくみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意してください。また、定期的にくみ取りが必要な方に対する「定期くみ取り」の受付も行っています。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



介護支援課から

「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」の登録について

この制度は、在宅で暮らす高齢者および障がい者等が、地域の中で支援を受けることができる体制を整備し、安全安心に暮らせる地域づくりを推進することを目的としています。

登録または制度に関する問い合わせについては、下記担当までご連絡ください。

支援の対象となる方

本町に住所を有し、下記の要件のいずれかに該当する方で、災害時において安否確認および避難行動の支援を希望する方です。

【対象要件】

1	身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級又は2級に該当する方
2	療育手帳の交付を受けている方で、A判定を受けた方
3	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級に該当する方
4	要介護認定を受けた方で、要介護状態区分が要介護3以上の方
5	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定難病の診断を受けた方
6	70歳以上のひとり暮らし高齢者
7	70歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する方

なお、登録を希望される方は、以下の事項を了承していただきます。

(1)申請時に提出された**氏名、住所、連絡先および身体状況等の個人情報**については、支援等が円滑に行われるよう、居住されている地域の町内会、民生委員、児童委員および消防署（団）へ提供します。

(2)大規模災害時には、誰もが被災者になる可能性があるため、支援の遅れまたは支援を受けられない場合も想定されます。申請によって支援が必ず行われることを保障するものではありません。

問合せ／高齢者福祉担当（内線1317）

まるまる協力隊の〇〇な話

倉持龍太郎



てもいられなくなります。

冗談はさておき、皆さん別海町のプロモーションビデオがあるのをご存知でしょうか？何度か広報でもお話しした「ほりり協議会」が、東京のウェディングビデオ制作会社と一緒に作ったものです。

「外からはこう見える」をベースコンセプトに夏版は「自然」を、冬版は「人」にフォーカスを当てた素晴らしい動画がすでに公開されています。



牛ネタが多くなる今日この頃。

牛を「べえちゃん」と呼ぶのを聞いていると、同級生のワタナベ君（べっちゃん）を思い出します。べっちゃんが乳搾られてるんだ…と思うといても立っ



そして近日、新たに「春版」が公開されます。テーマは「sonority」。音、響きといったところでしょうか。鳥や川の音、道東の空気感が伝わる美しい映像です。

ぜひ皆さんご覧になってください。ちなみに秋版の制作も予定しているそうです。